

はじめて学ぶ

相続ガイド BOOK



INDEX

導入 P.01

相続って、どんなこと？

第1話 P.03

なぜ、相続の知識が必要になるの？

第2話 P.05

手続きの流れはどうなっているの？

第3話 P.07

法定相続人の相続割合とは？

特別付録 P.09

相続Q&A!

相続って、どんなこと？



登場人物



亡くなった方の財産を分ける手続きが相続手続きです

金銭的に評価できるものが相続財産

人が亡くなると、亡くなった人の財産を引き継ぐ相続が発生します。不動産や金融商品のほか、思い出の品なども遺族にとっては大切な財産といえますが、相続の手続きでは金銭的に評価できるものが相続財産になります。相続財産は通常、配偶者や子どもなどの法定相続人に引き継がれます。相続財産の価額を合計したとき、一定額を超える財産がある場合には相続税が課せられます。

相続財産の例

- ・土地・家屋
- ・賃貸に出しているアパートや駐車場
- ・預金・有価証券(株・債券など)
- ・絵画などの美術品 など

相続財産にならない例

- ・墓・仏壇などの祭祀財産
- ・香典 など

分割方法で遺族間がもめるケースも

相続財産が現金だけであれば、相続人の間で分けるのは難しくないと思いがちです。ところが実際には、現金だけでも取り分でもめたりします。また、相続財産に不動産がある場合、誰が相続するのか、共有で相続する場合には持ち分をどうするのかなど、もめるケースが多くあります。さらに亡くなった人の介護を担っていたなど、貢献度の高い人がいる場合は、貢献度をどのように考慮するのかなど、相続には様々な問題が発生することがあります。

相続で考慮される理由の例

- ・亡くなった人と同居していた人がいる
- ・亡くなった人の介護を担っていた人がいる
- ・生前に贈与を受けていた人がいる
- ・亡くなった人が財産を多く渡したいと思っていた人がいる

遺言書作成のススメ

相続を“争続”にしないためにも、遺言書を書くことをお勧めします。遺言書には自筆証書遺言や公正証書遺言などがありますが、自筆証書遺言は手軽に作成でき、法務局で保管してもらうこともできます。



なるほど!

なぜ、相続の知識が必要になるの？



一度は耳にしたことがある「相続」という言葉。自分には関係のない話だと思っていませんか？
実は、ごく普通の家庭でも、相続の知識が必要になる場合があるのです。



相続って他人事だと思いがちだけど、家を持っていたら他人事ではすまされないのかも！？
まずは、相続の基礎知識を身に付けて、自分の家のことを考えてみようっと。

相続税の申告や納税が必要なケースがあるからです

納税する場合は死亡後10か月以内に申告を

相続税には、非課税となる基礎控除額が設けられています。基礎控除額は3,000万円に加えて、法定相続人1人につき600万円です。法定相続人が3人だと4,800万円になります。基礎控除額を超える相続財産があった場合には、相続税の申告が必要です。申告期限は、亡くなってから10か月以内。10か月以内に申告しないと、延滞税や無申告加算税などが課せられる可能性があります。

法定相続人が3人(妻・子2人)の場合

$$\begin{array}{c} \text{基礎控除額} \\ 3,000\text{万円} \end{array} + \left(\begin{array}{c} \text{600万円} \\ \times \\ \text{3人} \end{array} \right) = \begin{array}{c} \text{相続税の} \\ \text{基礎控除額} \\ 4,800\text{万円} \end{array}$$

申告をすることで適用される特例がある

不動産の相続評価を行う際、遺族が住まいを失わないようにするため、「小規模宅地等の特例」が設けられています。これは本来の不動産の課税価額から80%も割引いてくれる制度。原則として、亡くなった人と同居していた人が引き続き住む場合に適用されます。また配偶者が相続する分は法定相続分か、1億6,000万円のいずれか多い金額まで非課税になります。いずれも10か月以内の申告が必要です。

小規模宅地等の特例

相続する 土地の種類	減額が適用される 主な条件	減額される 面積の上限	減額の 割合
被相続人が居住していた宅地など	・配偶者 ・同居の親族がその後も住む ・賃貸住まいの別居の親族が取得して住む	330㎡	80%減

※税制はいずれも令和5年1月現在のものです

生命保険金や死亡退職金には非課税枠があります

生命保険金や死亡退職金を受け取った場合、法定相続人1人につき500万円の非課税枠が設けられています。右図のように法定相続人が妻と子ども2人の場合、1,500万円までは非課税で受け取れます。

$$\begin{array}{c} \text{夫} \\ \text{死亡} \\ \text{子} \end{array} \begin{array}{c} \text{妻} \\ \text{子} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{(非課税枠)} \\ 500\text{万円} \times 3\text{人} \\ = 1,500\text{万円} \end{array}$$

手続きの流れはどうなっているの？



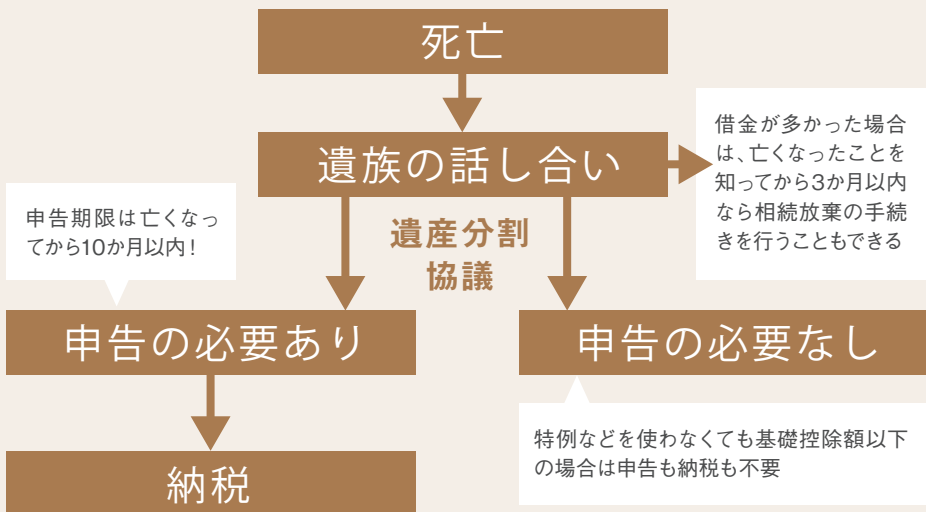
いざというときに困ることが多いのが相続です。大切な人が亡くなると、遺族はどうしても混乱するもの。事前に家族間で話し合いをし、必要な手続きを整理しておきましょう。



まず家族での話し合いが、相続の手続きの第一歩なのね。亡くなった後の遺族の話し合いだけで分配方法が決まれば、相続もスムーズに進みそうだけど、実際にはもめるケースも多いのかなあ。

話し合いだけですむケースとすまないケースがあります

相続の手続きの流れ



基礎控除額を超える場合は申告が必要

現金での納付が困難な場合、税務署に申請することで不動産などで物納できるケースもある

小規模宅地等の特例(P04)、配偶者の税額軽減の特例などを適用して納税額がゼロになるケースでも、申告は必要

申告してはじめて非課税になるケースもあるのね。



「遺言信託」を利用しよう!

信託銀行など、「遺言信託」を取扱っている銀行があります。遺言信託に申し込むと、遺言書の作成の手伝いや保管をしてくれます。遺言を託した人が亡くなった後は、遺言の内容を確実に執行するための手助けもしてくれます。



法定相続人の相続割合とは？



法律では、遺族の相続割合が決まっています。実際にはそれぞれの家族に合った相続(分割)が行われますが、まずは決められた割合を知っておきましょう。



相続割合は、法律で決まっていて、配偶者(妻・夫)の権利が優先されているのね。そもそも相続できるくらいの財産が作れるかが、心配だけど。

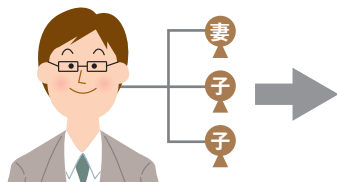
亡くなった人との関係で決まる相続割合

相続人の範囲や法定相続分(法律で定められた相続割合)は、民法で決められています。遺言書や遺産分割協議の結果のほうが、民法の定めより優先しますが、法的な持ち分についての理解は必要です。

法定相続人の相続割合

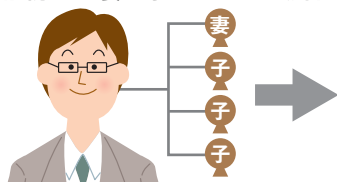
※亡くなったのは夫の場合

相続人が妻と子ども2人の場合



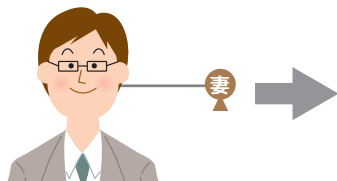
妻 1/2	
子 1/4	子 1/4

相続人が妻と子ども3人の場合



妻 1/2		
子 1/6	子 1/6	子 1/6

子どもがいない夫婦で夫の親もすでに他界している場合



妻 3/4
夫の兄弟姉妹1/4(複数いる場合は全員で1/4)

法定相続人には遺留分が!

遺留分とは、法定相続人が最低限相続できる権利のこと。たとえば遺言書で、「〇〇には財産を1円も渡さない」と書いたとしても、法定相続人(兄弟姉妹を除く)であれば、本来相続できる財産の半分まで(※)は、遺留分が認められています。

※法定相続人が親のみの場合は1/3

子どもがいない夫婦の相続は?

子どもがいない夫婦に相続が発生した場合、亡くなった人の親が存命であれば、法定相続分は配偶者が3分の2、亡くなった人の親が3分の1になります。親が他界している場合は、上図の通り。兄弟姉妹には遺留分がないので、遺言書で「配偶者にすべてを渡す」と書けば、配偶者は相続財産のすべてを相続できます。

相続Q&A!

Q. 親が老人ホームに入居していた場合は？

親が特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホームなどに入居した状態で相続を迎えた場合、居住しなくなる直前までマイホームと
している宅地等は、居住用として小規模宅地等の特例(P04)の適用
が可能です。不動産の相続評価は、住み替え前の家をどのような状
態にしていたかで変わります。

ただし親が老人ホームに入居した後、その家を賃貸に出したり、
被相続人と生計が別の者が居住していた場合、小規模宅地等の
特例が使えなくなります。



Q. 生前贈与を受けていたり、介護を担った子どもがいる場合は？

兄弟姉妹が複数いて、マイホームを購入する際に資金援助を受け
ていたり、海外留学をさせてもらったり、豪華な結婚式を挙げ
させてもらったなど、生前になんらかの贈与を受けていた子ども
がいる場合、生前に受けた贈与と分を考慮して、相続分を決める
ケースがあります。生前に贈与を受けていなかった子どもが多め
に相続することで、公平さを保つわけです。また、介護を担って
いた場合も「寄与分」として、多めに相続できる可能性があります。



Q. 誰にでもできる相続税対策は？

相続税対策の1つとして、贈与税の基礎控除を利用する方法が
用いられています。贈与税には、1年間に110万円の基礎控除が
あるので、年間に110万円までの資金を配偶者や子ども達に贈
与するわけです。ただし、相続開始前3年(令和6年1月からは7
年)以内の贈与財産は、相続財産に含まれます。また、「教育資
金贈与信託」を利用すると、使い道は教育費に限定されるもの
の、孫1人につき1,500万円までを一度に贈与できます。そのほ
か、住宅取得資金を援助する際、最高で1,000万円*までは非課
税で贈与ができます。



*令和5年12月まで
耐震・省エネ・バリアフリー住宅の場合

Q.

親の家を相続するとき 持ち家の子と賃貸の子、どちらが有利？

亡くなった親が1人で住んでいた家を相続する場合、相続人のほうの条件によって、小規模宅地等の特例(P04)が適用されるケースとされないケースがあります。持ち家のある子どもが相続すると特例は適用されず、反対に一定の要件(子どもまたは子どもの配偶者名義の家がないなど)を満たす賃貸住まいの子どもが相続すると適用されます。なお、持ち家に住む子どもと賃貸住まいの子どもが共有する場合、後者の持ち分には特例が適用されます。

Q.

事業を営んでいる親がすべき相続準備は？

親が事業を営んでいて、その事業を継ぐ予定がある場合、親が事業承継について準備をしていれば、顧問税理士の協力のもと手続きが進められていくはずですが、一方、子どもの年齢が若かったり、「まだまだ子どもには任せられない」と親が思っている場合は、子どもが後継者だという認識があるだけで、具体的な事業承継プランは手つかずになっているケースも少なくないようです。

たとえ事業は順調でも、親が病気になるなど、準備不足のまま、事業承継の必要に迫られるケースもあります。病気や介護の必要がいつ訪れるのかは自分では選べませんので、相続対策は必須です。自社株を少ない負担で譲る方法や、納税資金の準備方法などを検討しなければなりません。まずは、顧問税理士や取引先の金融機関に尋ねることから準備を始めてはいいでしょうか。

事業承継は難しいから
専門にしている
税理士や金融機関に
頼るといのが
いいかもね！



「争続」を避けるためにも備えは万全に

今のところ親が元気だから、相続は他人事だと感じている方は少なくないかもしれませんが、とはいえ、突然訪れる可能性があるのが相続です。親が遺してくれた大切な財産をできる限り減らさずに継承するためにも、基礎知識は身に付けておきましょう。同時に、エンディングノートを作成してもらったり、亡くなった後の手続きが面倒な使用していない口座を解約してもらったり、相続人の手続きが楽になる方法を考えておきましょう。



お金のことって ムズかしい!

それでも
ないかもよ?



全銀協の入門シリーズ



監修：ファイナンシャルプランナー 畠中雅子 / 税理士 平田久美子

もっと詳しく知りたい方はコチラ。 [全銀協](#)

[検索](#)